

配偶者を扶養に入れる

対象者	申請理由	対象者の状況	必要書類(公的書類は写しで可)		(別居している場合)	
配偶者	被保険者の 入職	無職	被扶養者 状況調査書	世帯全体の住民票(※1) マイナンバー及び続柄の 記載されているもの	非課税証明書(※1)	送金記録3ヶ月分(※4)
		パート アルバイト			直近の給与明細3ヶ月分 (※2)	
		自営業			直近の確定申告書一式 (収支内訳書含む)	
	退職	—			退職証明書・離職票 資格喪失通知書等(※1)	
	自営業の 廃業	—			廃業届	
	収入減	—			雇用契約書 (※3)	
	婚姻	無職			非課税証明書(※1)	
		パート アルバイト			直近の給与明細3ヶ月分 (※2)	
		自営業			直近の確定申告書一式 (収支内訳書含む)	
	失業給付 受給終了	—			雇用保険受給資格者証 (表裏)(※1)	

※1 扶養異動届に対象者のマイナンバーを記載される場合は、青字の書類を省略することができます。

※2 就労開始直後のため3ヶ月分の給与明細を提出できない場合は雇用契約書の写しをご提出ください。

※3 勤務形態変更に伴う新たな雇用契約書が無い場合は収入が下がってからの給与明細3ヶ月分を提出してください。

その場合は3ヶ月の実績により認定可否を判断し、日付を遡っての扶養認定はいたしません。

※4 被保険者の単身赴任による別居の場合は同居とみなしますので、提出不要です。

審査において追加の書類が必要となる場合がございますので、ご承知おきください。